

国の俸給表構造を援用しつつ水準の調整を行う人事委員会勧告の例

(平成21年人事委員会勧告後)

団体名	行政職給料表(一)の改定に関する勧告・報告(抜粋)	行政職給料表(一)の水準調整の概要	行政職給料表(一)以外の給料表の改定に関する勧告・報告(抜粋)
福島県	国の俸給表構造との均衡を維持する観点から、国の俸給表の各号俸の額に一定の率を乗ずることを基本に給料月額を定める必要がある。(H21)	国の俸給月額(平成21年勧告ベース)を基本とし、平均1.7%を引上げる調整。	行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改定を行う必要がある。このうち、教育職給料表、高等学校教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表の改定に当たっては、全国人事委員会連合会が作成した「参考モデル給料表」の各号俸の額に一定の率を乗ずることを基本に給料月額を定める必要がある。 ただし、医療職給料表(一)及び任期付研究員給料表(若手育成型)については、医師の処遇を確保する観点及び若手研究者を対象とした給料表であることから、引下げ改定は行わないこととする。(H21)
岡山県	較差の大きさや人事院勧告において俸給表の改定がなされなかったこと等と、給料表水準を一律に引き上げるのではなく、民間給与との間に相当の差が生じている初任給を中心として、若年層に限定した給料表の改定を行い、民間給与との較差を埋めることが適当である。(H20) ※ H21は改定なし	国の俸給月額(平成19年勧告ベース)を基本とし、大卒初任給の号給(1級29号給)の額を1.2%引き上げ、その後は基幹号給ごとに引上げ率を0.1%ずつ、0.2%まで逡減する調整。	較差の大きさや人事院勧告において俸給表の改定がなされなかったこと等を考慮すると、給料表水準を一律に引き上げるのではなく、民間給与との間に相当の差が生じている初任給を中心として、若年層に限定した給料表の改定を行い、民間給与との較差を埋めることが適当であると考ええる。(H20) ※ H21は改定なし

団体名	行政職給料表(一)の改定に関する勧告・報告（抜粋）	行政職給料表(一)の水準調整の概要	行政職給料表(一)以外の給料表の改定に関する勧告・報告（抜粋）
山口県	給料表について、所要の改正を行う必要がある。(H20) ※ H21は改定なし	国の俸給月額（平成19年勧告ベース）を基本とし、平均0.55%を引き上げる調整。	給料表について、所要の改正を行う必要がある。(H20) ※ H21は改定なし
愛媛県	給料表については、人事院勧告の内容を基礎として、所要の改定を行うこと。(H21)	国の俸給月額（平成21年勧告ベース）を基本とし、0.43%を一率に引上げる調整。	給料表については、人事院勧告の内容を基礎として、所要の改定を行うこと。 また、人事院勧告の対象となっていない中学校・小学校教育職員給料表及び高等学校等教育職員給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うこと。(H21)
高知県	民間給与との較差を踏まえ、給料表を引下げ改定することが必要である。その際には、初任給など若年層の給与は引下げを行わないこととする一方で、管理職層については一般職員を上回る引下げを行うとする国家公務員の改定に準ずることとし、国家公務員の俸給表の構造との均衡も考慮して、級号給ごとの給料月額について国家公務員の俸給月額と同額で引下げを行うこと。(H21)	国の俸給月額（平成19年勧告ベース）を基本とし500円を定額で加算した給料表について、国の平成21年勧告と同額で引下げを行う調整。	行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額及び経過措置額の算定基礎となる額の引下げ改定を行うこととするが、医療職給料表(1)及び任期付研究員のうち第2号任期付研究員に適用される給料表については、国に準じて引下げを行わないこと。(H21)

団体名	行政職給料表(一)の改定に関する 勧告・報告（抜粋）	行政職給料表(一)の水 準調整の概要	行政職給料表(一)以外の給料表の改定に 関する勧告・報告（抜粋）
堺市	行政職給料表については、民間との較差を解消するため、人事院勧告の内容も参考に、初任給を中心とした若年層に配慮したうえで、その給料月額について引下げ改定を行う必要がある。（H21）	※ 給料表の勧告なし	行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要はある。ただし、医療職給料表(1)については、医師確保の観点から引下げ改定を行わないことが適当である。（H21）
静岡県	公民較差、国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定を行うこととする。 （医療職給料表(1)、任期付研究員給料表（若手育成型）を除く。）（中略） さらに、給料月額に一定の率を乗じる率に100分の100.85に引き上げることをとす。（医療職給料表(1)を除く。）（H21）	給料表は、国の俸給表（平成21年勧告ベース）を基本として改定し、さらに給料額の額に100分の100.85を乗じて得た額を給料月額とする。	公民較差、国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定を行うこととする。 （医療職給料表(1)、任期付研究員給料表（若手育成型）を除く。）（中略） さらに、給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置について、乗じる率を100分の100.9から100分の100.85に引き下げることをとす。（医療職給料表(1)を除く。）（H21）

団体名	行政職給料表(一)の改定に関する勧告・報告（抜粋）	行政職給料表(一)の水 準調整の概要	行政職給料表(一)以外の給 料表の改定に関する勧 告・報告（抜粋）
鳥取県	全給料表・全号給について、現在の給料月額 の△0.8%の引下げ改定を行うこととする。 （中略） 改定の方法であるが、現在の給料表は、国の 平成18年4月1日適用俸給表を基礎としている が、その後、国においては、2度にわたって俸 給表の改定が勧告されたことにより、本県の給 料表と国の俸給表に構造上の差異が生じてきて いる。また、昨年、行政職給料表2級以下とそ の他の給料表のこれに相当する職務の級の改定 が据え置かれたことにより、一部で昇任・昇格 に伴う給与額の引上げが通常に比べて十分に行 われない等の構造となっている。本来であれば こうした状態は解消することが望ましいが、今 回は引下げ改定であること及び現在の給料表は、 昨年県議会での議決を経て制定されたところで あることを勘案し、現在の給料月額を引下げ改 定することとする。	給料表は国の平成 18年4月1日適用俸 給表を基礎として、 給料表の額に、2級 以下については、 1,000分の992、3級 以上については 1,000分の957を乗じ て得た額を給料月額 とする。	全給料表・全号給につ いて、現在の給料月額 の△0.8%の引下げ改定を行 うこととする。ただし、 医療職給料表(1)につい ては、医師の人材確保への 影響が懸念されるという 観点から引下げ改定は行 わないこととする。 行政職給料表以外の給 料表（医療職給料表(1)を 除く。）については、行 政職給料表の職務の級に 相当する職務の級又は職 務の級及び号給ごとにそ れぞれの乗じることとす る率とすること。
三重県	月例給の改定に当たって、本委員会は、これ まで人事院勧告に準じて給料表を改定してきた ところですが、本年の本県の公民較差が、民間 給与が職員給与を上回るプラス較差であったこ とを踏まえると、マイナス較差を解消するため 俸給表を引き下げた人事院勧告に準じて本県給 料表を引き下げるのは適当ではない。（H21）	国の平成19年勧告 ベースの俸給表を基 本とする。（結果と して、国の俸給月額 （平成21年勧告ベー ス）より平均0.2%高 い額が給料月額とな る。）	※ 行政職給料表(一)に同じ